

# 令和元年分(平成31年分) 確定申告の準備はお早めに

申告期間 **2月17日** 月  
▶▶ **3月16日** 月

問い合わせ  
▶ 所得税等申告＝島田税務署 ☎0547③3121  
\*所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。  
(自動音声案内「0」を選択)  
▶ 市・県民税申告＝税務課市民税係 田村 ☎③0035

市役所の相談会場では、市民税・県民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告A（給与所得など）を中心に申告相談を行います。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、早めに申告相談をしてください。

## 本年度から市役所の確定申告相談会場が変更となります

- \*会場の変更に伴い、地区別の指定日はなくなりましたので、ご都合のつく日に相談してください。
- \*会場には待合スペースがないため、開場前は施設内に入れません。
- \*島田税務署の確定申告会場は、**島田市地域交流センター歩歩路（ぼぼろ）**です。（5ページ左下図）

### 相談会場および日程について

	相良会場	榛原会場
会場	市史料館ホール	榛原庁舎4階会議室
期間	2月17日(月)～28日(金)	3月2日(月)～16日(月)
受付時間	午前8時30分～午後4時（午前8時15分開場）	
相談時間	午前9時～正午、午後1時～当日受付分終了まで	

- \*受付人数が多い場合には、時間前に受付を終了する場合があります。
- \*榛原会場は、榛原庁舎正面入口（南側）から開場します。

### 税理士による無料相談について

会場	市史料館ホール	
期間	2月17日(月)～21日(金)	5日間
相談時間	午前9時30分～正午、午後1時～午後4時まで	

### 確定申告の相談をする場合は下記に注意してください。

- 島田税務署「歩歩路（ぼぼろ）」で申告対象の人 ▶土地や株式の譲渡などがあり申告する人▶1年目の住宅ローン控除がある人▶消費税の申告をする人▶平成30年以前の申告をする人▶青色申告の人▶贈与税の申告をする人
- 收支内訳書 事業所得の收支内訳書が完成していない場合は、申告相談ができません。必ず作成してから来場してください。
- 社会保険料控除 公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、年金受給者本人のみが対象です。
- 税理士による無料相談（午前9時30分～正午、午後1時～午後4時）の対象となる人
  - ① 前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）  
\*青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額。
  - ② ①の人で消費税の課税事業者である場合には、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の人
  - ③ 給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人は除く）
- 昨年も確定申告をしている場合は、昨年の確定申告書や收支内訳書の控えなども持参してください。
- マイナンバーの記載が必要となりますので、申告する人のマイナンバーカード（持っていない場合は通知カード＋運転免許証などの身分証明書の写し）を持参してください。

### 申告に必要な持ち物

- ▶印鑑(朱肉を使うもの)
- ▶申告者本人名義の口座番号がわかるもの▶マイナンバーカード（持っていない場合は通知カード＋運転免許証などの身分証明書の写し）▶各種控除の証明となる書類（保険料控除証明書、医療費控除明細書など）▶収入の証明となるもの（源泉徴収票、収支内訳書など）▶税務署から郵送されたお知らせハガキなど

### スマホで確定申告。スマート申告が始まります

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォン（スマホ）で画面に追い入れし、所得税の確定申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信するか、印刷して島田税務署に郵送してください。

〒427-8601 島田市扇町2番の2 島田税務署  
HP <https://www.keisan.na.go.jp>

### e-Taxでの送信方法

マイナンバーカードとICカードリーダーライター（マイナ

### 市・県民税の申告が必要なものとは

所得税の計算をした結果、確定申告の必要がない人でも、令和2年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

- ① 営業や農業、不動産、配当、

### 事前申告相談会について

確定申告期間中の混雑緩和のため、2月13日(金)・14日(土)に年金受給者向けの確定申告と市・県民税の申告相談会を開催します。

対象者には通知を郵送します。通知をお持ちの人が対象となりますので、必ず通知を

持参してください。

### 住宅借入金等特別控除の説明会を開催

令和元年（平成31年）中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けることができます。

説明会では、税務職員が個別に申告書の作成から提出までの指導を行い、その場で確定申告書の提出ができます。左記「説明会の持ち物」の必要書類などが不備の人や、別の書類が必要となる人は、再度来場していただく場合があります。

いずれの指定日でも参加できますが、混雑を分散させるためご協力をお願いします。

### 住宅借入金等特別控除の説明会日程

指定日	対象	時間
2月10日(月)	牧之原市	
2月12日(水)	吉田町	9:30～11:30
2月13日(木) 14日(金)	島田市 川根本町	13:30～15:30

- \*いずれも会場は「歩歩路（ぼぼろ）」です。
- \*説明会では、申告書の提出ができます。

### 島田税務署の確定申告会場

#### 島田市地域交流センター歩歩路（ぼぼろ）

住所：島田市本通三丁目6番の1

- \*来場の際は、公共交通機関を利用してください。
- \*島田市地域交流センター歩歩路への問い合わせは速慮ください。

申告手続などには、**マイナンバーの記載＋本人確認(番号および身元の確認)書類の掲示または写しの添付**が必要です



### 確定申告書作成コーナー

～スマホで見やすい専用画面～  
1月から、2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人など、スマホ専用画面を利用できる人の範囲が広がります。



### 住宅借入金等特別控除説明会の持ち物

- ▶電卓▶申告者本人名義の口座番号が分かる物▶黒ボールペン▶印鑑（朱肉を使う物）▶住所に変更がない人は、入居年月日が分かる書類（電気料や水道料などの領収書）▶家屋の登記事項証明書▶金融機関などからの住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書▶源泉徴収票（給与または公的年金などの収入がある人）▶敷地の登記事項証明書（住宅ローンに敷地分も含まれている人）▶建築工事の請負契約書または売買契約書の写し▶敷地の売買契約書の写し（住宅ローンに敷地分も含まれている人）▶建築確認済証や検査済証の写しまたは建築士からの増改築等工事証明書のいずれか（増改築）▶長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人）▶住宅用家屋証明書もしくはその写し、または認定長期優良住宅建築証明書（認定長期優良住宅の控除を受ける人）▶住宅の新築・購入、増改築などの際に受領した補助金額などが分かる書類（補助金などがある人）▶住宅取得等資金の非課税の特例を適用して贈与税の申告をする人は、申告する人の戸籍謄本

